

費用の助成や無料クーポン券を発行しています

風しんの抗体検査・予防接種をうけましょう

風しんは、ウイルスによっておこる急性の発疹性感染症です。1人の患者から5～7人にうつす強い感染力があり、大人になってから発症すると合併症をおこすなど重症化することもあります。また、免疫が不十分な妊婦が感染すると、先天性風しん症候群の子どもが生まれてくる可能性が高くなります。費用の助成や無料クーポン券を発行していますので、積極的に受診しましょう。



無料クーポン券



費用の助成

問 カルム五條 母子保健係 (内線289)

抗体検査・予防接種の無料クーポン券

- 期 3月31日(水)まで
- 所 検査・予防接種を実施している医療機関
- 対 市内在住の、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性
- 料 無料(クーポン券が必要)
※紛失した人は問い合わせください。
- 他 ▼希望する医療機関に事前予約してください。
▼令和元年度に発行したクーポン券も、記載の有効期限に関係なく使用できます。

予防接種費用の助成

- 期 3月31日(水)まで
- 所 予防接種を実施している医療機関
- 対 市内在住のいずれかの条件を満たす人
 - ①妊娠予定の女性 (配偶者がいる、または6か月以内に婚姻予定)
 - ②妊婦の配偶者
 - ③妊婦と同居する家族
- 料 自己負担金:3,000円
- 注 ▼妊娠中または妊娠の可能性のある女性は接種できません。
▼接種後2か月は避妊が必要です。
- 他 申請方法など、詳細は市ホームページで確認するか問い合わせください。

不妊に悩む夫婦を支援

不妊治療・不育治療費を助成します

医療保険診療適用分、医療保険診療以外の本人負担額を含めた一般不妊治療・不育治療費に対し、1年度につき7万円を上限として助成します。
※一部、助成の対象外となる治療費があります。

【申請期限】
3月31日(水)

- 【対象者】市内在住で次の条件をすべて満たす夫婦
 - ▼不妊症・不育症と診断され、その治療を2020年4月1日以降に受けた
 - ▼医療保険の規定に基づく、被保険者
 - ▼前年の所得金額の合計が730万円未満
 - ▼市税等の滞納がない

- 【助成申請に必要なもの】
 - ▼治療の領収書(原本)
 - ▼印鑑
 - ▼振込口座が明記されたもの
 - ▼申請書(市ホームページに掲載) など

【その他】申請に関する事前相談も受け付けています。

【申請・問合せ先】
カルム五條 母子保健係
(内線289)



市ホームページ



2月1日(月)が提出期限です

償却資産の申告を忘れていませんか

忘れていた場合は、すぐに申告しましょう。

◆事業主は償却資産の申告義務があります
市内に償却資産を所有する事業主は、毎年1月1日時点の所有状況(名称、種類、数量、取得年月、取得価額、その他の価格の決定に必要な事項など)を申告する必要があります。申告の対象となる償却資産を所有していない場合も、その旨を申告してください。

◆過去5年分の申告修正が可能です

これまで申告が必要なことを知らなかった、過去の申告に誤りがあった等の場合、過去5年分の申告について修正することができます。

不明な点等がありましたら、問い合わせください。

問 税務課 固定資産税係(内線257、258)

新型コロナウイルス対策のため、なるべく来庁による窓口の手続を避け、郵送・電子申告での提出にご協力をお願いします。

心身に障害がある人が対象

軽自動車税が減免されます



心身に障害のある人のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものは、申請することで軽自動車税(種別割)が減免されます。

【申請期限】4月30日(金)

【減免の要件】

所有者と使用方法がそれぞれ、いずれかに該当すること。

▼所有者(名義)

- ①障害者手帳(身体・療育・精神障害者保健福祉)の交付を受けている人が所有している。
- ②身体障害者手帳の交付を受けている年齢18歳未満の人、または療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人と生計を一にする人が所有している。

▼使用方法

- ①障害者手帳の交付を受けている本人が運転する。
- ②障害者手帳の交付を受けている人と生計を一にする人が運転する。(障害のある人の通学・通院・通所等のために使用する場合)
- ③障害者手帳の交付を受けている人のみで構成される世帯で、その人を常時介護する人が運転する。(障害のある人の通学・通院・通所等のために使用する場合)

【申請に必要なもの】

- ①障害者手帳(原本)
- ②運転免許証(写しの場合は表・裏)
- ③個人番号が確認できる書類(マイナンバーカードなど)
- ④自動車検査証(写し可)
- ⑤印鑑(認め印可)
- ⑥生計同一証明書(社会福祉課発行)または常時介護証明書(介護福祉課発行)
※⑥は障害のある本人以外が運転する場合のみ必要。
- ⑦減免申請書(税務課市民税係で配付)

【注意事項】

減免の対象車両は、手帳の交付を受けた人1人につき1台です。普通自動車と重複して減免を受けることはできません。その他、対象となる障害区分や減免の範囲などの詳細は、問い合わせください。

申 問 税務課 市民税係(内線333)